

平成二十八年一月十九日提出
質問第六四号

不正パチンコ台の撤去に関する質問主意書

提出者 初鹿明博

不正パチンコ台の撤去に関する質問主意書

パチンコ台について、パチンコ関連の業界団体の呼び掛けで設立された組織である「遊技産業健全化推進機構」が警察庁の要請により実施した調査において、全国の百六十一店舗のパチンコ台二百五十八台のうち、全ての台の釘の打ち方が違反状態であった旨の報道がなされています（『朝日新聞』平成二十七年十二月二十五日）。

この調査結果を受けて、警察庁はパチンコ店等の業界に不正パチンコ台の撤去を要請し、その数は数十万台に上るとみられます。

この現状を踏まえて以下、質問します。

一 不正改造をした台を放置しておくことは問題であるものの、直ちに全ての不正パチンコ台を撤去してしまふことは店舗側に与える影響が大きいと考えられるが、いつまでにどのような方法で撤去を行うのか。

二 警察庁は、メーカーの出荷段階でもくぎ曲げが行われている可能性があるとして、メーカーの業界団体である「日本遊技機工業組合」に調査を指示し、その結果、メーカーの出荷時で、検定を通過したものは異なるパチンコ台があったと報じられているが（『毎日新聞』平成二十七年十二月二十四日）、それは

事実か。

三 二が事実であれば、上記のような不正を行った業者に対して制裁措置は課さないのか。

四 このような不正行為を根絶していくためにどのような手段を取っていくのか。

右質問する。